

平成30年度  
事業計画書



社会福祉法人  
妙高市社会福祉協議会

# 平成 30 年度妙高市社会福祉協議会事業計画

## 基本方針

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、支援を必要とする高齢者や障がい者、生活困窮者などが増大していることから、より効果的、効率的な福祉サービスの提供体制の構築が求められています。

国においては、これらの状況を踏まえ、「新たな福祉ビジョン」を取りまとめるとともに、ニッポン一億総活躍プランにおいて「地域共生社会」の実現が提唱され、社会福祉法や介護保険法等の改正が行われました。妙高市においても、地域福祉計画の見直しや、それぞれの福祉計画等に基づく取り組みが進められています。

このような中で、妙高市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を基本理念におき、市民（民生委員児童委員・ボランティア・町内関係者等）の参加と協力のもと、妙高市と連携を図りながら、地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。また、大規模災害に備え、妙高青年会議所や上越市社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの充実・強化を図ります。介護部門については、居宅介護支援・訪問介護・通所介護の各事業所間や地域福祉部門との連携を図り、利用者の満足度向上とともに、新規利用者の獲得等により、安定経営に努めます。

## 事業実施計画等

### I 地域福祉事業

#### 地域安心ネットワーク推進事業（委託）

日常生活において見守りや生活支援等が必要な高齢者や障がい者などの要援護者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域コミュニティや関係機関との連携によるネットワークの構築と強化を図ります。

- ◆対象者：日常生活において見守りや生活支援等が必要な高齢者や障がい者
- ◆対象地区：市内全地域
- ◆事業内容：
  - ・既存のあったかネットワーク（見守り活動）の維持管理と新規ネットワークの構築
  - ・地域の実情にあわせた「地域連携会議」の開催による、要援護者の把握や関係者との情報共有
  - ・「地域連携会議」の活用による、市が取り組みを進める介護予防や自殺予防などの推進やケア会議のサポート
  - ・要援護者情報連絡票の活用による、福祉介護課地域包括支援係への要援護者の情報提供と連携対応
  - ・生活支援コーディネーター（福祉介護課地域包括支援係）との、地域連携会議で出された課題の情報共有
  - ・あったかネットワーク（見守り活動）福祉協力員の研修会実施

## 介護予防・生活支援サービス事業通所型サービス運営業務 筋力向上型・筋力維持型サービス（委託）

要支援認定者や事業対象者（基本チェックリスト該当者）に対し、筋力向上を中心とした介護予防プログラムや趣味活動、社会交流などを提供し、筋力の維持向上と社会的孤立の解消を図るとともに、自立支援の促進と重度化を防止します。

- ◆対象：要支援認定者や事業対象者（基本チェックリスト該当者）
- ◆定員数：1回21名
- ◆会場：妙高保健センター2階（妙高市大字関山1200-1）
- ◆運営日：週3回（月・水・金曜日） \*年末年始・祭日を除く
- ◆運営時間：・1日コース（10時～15時まで）  
・半日コース（10時～12時まで）
- ◆利用料：1回400円（昼食、おやつ代別途）
- ◆職員配置：介護職員有資格者、リハビリ専門職、看護師、介護予防サポーター、運転員
- ◆事業内容：・介護支援専門員の支援計画に基づいた、介護予防プログラム（運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防、生活機能向上）や趣味活動、送迎などの実施指導  
・サービス担当者会議への出席や利用状況報告等による介護支援専門員との連携  
・運動開始時の利用者の問診（血圧測定、体調確認等）の厳守、利用者の体力に応じたマシンの負荷量の設定  
・年1回の体力測定、基本チェックリストやアンケート、日常生活の把握を行うとともに、個々のケアプラン作成と評価の実施  
・年1回市が主催・実施する全体研修会への参加  
・地域包括支援係や関係機関との連携による、適切な運営とサービスの充実化

## コミュニケーション支援事業（委託）

聴覚、言語、音声機能などの障がい者に対し、関係機関と連携しながら、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣を調整し、コミュニケーションの支援を行います。

- ◆対象：聴覚及び言語、音声機能などに障がいのある方
- ◆利用料：無料
- ◆事業内容：・利用者のニーズに応じた派遣調整と奉仕員の活動のサポート  
・行政機関（福祉介護課障がい福祉係）や上越市社会福祉協議会、ろう協会、保育園や学校などの関係機関への連絡調整  
・補助員の実践力向上のための同行派遣調整

## ふれあい号運行事業（委託）

ふれあい号（リフトバス）運行調整を行い、障がい者の病院受診や余暇活動など、社会参加の促進を支援します。

- ◆対象：障がいのある方で、市役所への登録が済んだ方
- ◆利用料：無料
- ◆事業内容：
  - ・ハスクル（余暇活動及び社会参加を目的とした講座）や通院のための、ふれあい号（リフトバス）2台の送迎調整
  - ・安全運行のための車両整備と管理
  - ・運転員（シルバー人材センター）や行政機関（福祉介護課障がい福祉係）への連絡調整

## 要援護世帯冬期在宅支援事業（委託）

要援護世帯の屋根雪除雪や雪踏みについて、関係機関と連携しながら業者の手配や相談支援を行い、冬期間の雪に対する不安の解消に努め、在宅生活を支援します。

- ◆対象：高齢者、障がい者、母子などの世帯で、自力で除雪が困難な要援護世帯
- ◆事業内容：
  - ・対象世帯の屋根雪の確認と除雪業者の手配や調整、費用の支払い
  - ・相談支援世帯への除雪業者の紹介など除雪に関する相談支援
  - ・行政機関（福祉介護課高齢福祉係）や民生委員・児童委員、除雪業者などの関係機関への連絡調整

## 高齢者世話付き住宅生活援助員派遣事業（委託）

シルバーハウジング（市営朝日町住宅）に入居している高齢者に対し、生活援助員による生活指導や相談、安否確認などを行い、安心した生活が送れるよう支援します。

- ◆対象：シルバーハウジング（市営朝日町住宅）2階から4階の入居者
- ◆事業内容：
  - ・生活援助員による生活指導、相談支援、安否確認、緊急時対応
  - ・行政機関（建設課、福祉介護課）への報告と連携

## 民生委員児童委員活動支援事業（補助）

妙高市民生委員児童委員協議会の事務局を担い、総会や研修会などの開催や会の運営を支援するとともに、6つの法定単位民児協が開催する定例会議などをサポートし、委員活動を支援します。

- ◆対象：民生委員・児童委員及び主任児童委員（90名）
- ◆事業内容：
  - ・行政機関（福祉介護課地域包括支援係）との定例会議の打ち合わせ及び月1回の6地区民児協定例会議の開催支援
  - ・行政機関（福祉介護課地域包括支援係）との連携による委員活動の相談支援
  - ・総会や役員会など、各種会議の連絡調整や開催支援
  - ・活動に係る申請や報告、互助給付や表彰などの事務代行支援

## 生活支援ボランティア事業（補助）

在宅の高齢者や障がい者などの生活に関する困りごとを、会員相互の助け合いによって解決するとともに、市民の参加と協力によるささえあいの活動を推進します。また、ボランティア活動に関する相談に応じ、個人にあった活動の実施・継続ができるよう相談支援を行います。

- ◆対象：在宅で生活している高齢者や障がい者（ボランティア相談は市民が対象）
- ◆利用料：1時間500円、30分250円（ゴミ出しは4回で500円）＊相談は無料
- ◆事業内容：
  - ・登録利用者のニーズにあわせた派遣調整と生活支援及び新規利用者に対する相談支援
  - ・行政機関や介護支援専門員などの関係機関との連携や情報共有によるサービスの充実化
  - ・登録ボランティアの活動支援とスキルアップ
  - ・ボランティア活動に関する個人や団体の意向に即した相談支援の実施
  - ・社協だよりなどを活用したボランティア募集や活動内容などの広報周知

## 災害ボランティア事業（補助）

妙高市で災害が発生したときに、速やかに災害ボランティアセンターを設置・運営できるように、関係機関と連携し、ボランティアセンターの運営体制の強化を図ります。

- ◆対象：災害協定締結機関、市民など
- ◆事業内容：
  - ・「災害時対応検討会」開催による、行政機関（総務課防災係・福祉介護課高齢福祉係）や妙高青年会議所、妙高市民生委員児童委員協議会とのマニュアル整備や情報の共有化
  - ・上越市社会福祉協議会との連携による講座開催とボランティア登録者のスキルアップ
  - ・妙高青年会議所や妙高市民生委員児童委員協議会などと協力した災害ボランティアセンターの設置運営訓練の実施
  - ・「災害時等における相互支援活動に関する協定」を締結した日光市社会福祉協議会及び東松島市社会福祉協議会、相馬市社会福祉協議会との合同研修実施（相馬市で開催）

## 福祉団体活動助成事業（補助）

各福祉団体の活動や運営を側面的に支援するとともに、遺族会と連携した戦没者追悼法要を実施します。

- ◆団体名：遺族会、身体障がい者福祉協会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、精神障がい者家族会、かいご者友の会、福祉の店パレットの7団体
- ◆事業内容：
  - ・団体が行う事業や活動に関する相談支援、必要な機材の貸し出し、文書や会費などの代行受理、ボランティア派遣の調整、関係機関との連絡調整など
  - ・遺族会と連携した戦没者追悼法要の実施

## 日常生活自立支援事業（補助）

自分一人で判断して行うことが不安な方に対し、専門員の指示のもと、福祉サービスの利用申請手続きや日常的な金銭管理などを行い、自立した生活が送れるように支援します。

- ◆対象：認知症の高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方で、軽度の判断能力の低下がみられる方
- ◆利用料：1回1時間まで1,200円（1時間を超える場合、30分ごとに400円）と、生活支援員の交通費（1km22円実費）
  - \* 基幹的社会福祉協議会（上越市社会福祉協議会）の専門員による訪問・相談・計画作成は無料
- ◆事業内容：
  - ・生活支援員の活動の支援
  - ・専門員や関係機関との連絡調整及びカンファレンスへの同行
  - ・利用者の預かり物件や記録の適正管理

## 福祉総合相談支援事業（補助）

各種相談窓口を設け、関係機関と連携を図りながら、生活上の困りごとや介護の悩みなどの相談に応じます。

### 1. 無料弁護士相談

- ◆相談日：毎月1回（金曜日） 13時～17時（1人30分） \*要予約
- ◆定員：8名
- ◆相談料：無料
- ◆事業内容：
  - ・相談者のプライバシーへの配慮と柔軟な受付対応
  - ・行政機関（市民税務課市民窓口係）や新潟県弁護士会との連絡調整
  - ・社協だよりやホームページを活用した事業の周知

### 2. 介護相談

- ◆相談日：月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
- ◆相談料：無料
- ◆事業内容：
  - ・福祉制度や福祉サービスの紹介、相談対応
  - ・行政機関（福祉介護課地域包括支援係）など適切な機関への連絡調整

## 生活福祉資金相談事業（県社協委託）

低所得者や高齢者、障がい者などの世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行い、経済的自立や生活意欲の助長、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。

- ◆対象：低所得者、高齢者、障がい者世帯など
- ◆主な資金種類：緊急小口資金、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金など
- ◆事業内容：
  - ・専属相談員による貸付相談及び返済指導
  - ・新潟県社会福祉協議会や民生委員・児童委員、生活困窮者自立支援事業相談支援員などとの連絡調整

## 地域の茶の間助成事業

住民自らが企画運営する地域の茶の間やサロン活動の運営費の一部を助成し、地域の拠点づくりと介護予防や高齢者の健康づくりを推進します。

- ◆対象：年4回以上実施している地区町内会など
- ◆助成額：1回1,000円×年間の開催回数（上限額は12,000円）
- ◆事業内容：
  - ・運営費助成による地域住民活動の支援
  - ・社協だよりなどを活用した事業の広報周知

## お楽しみランチ事業

ボランティアの手作り弁当を届けることで、高齢者に食の楽しみを感じてもらうとともに、見守りや声かけ、安否確認を行います。

- ◆対象：概ね70歳以上の高齢者世帯
- ◆開催：月2回（新井地区3カ所・高原地区1カ所・妙高地区1カ所の合計5カ所）
- ◆利用料：1食300円
- ◆事業内容：
  - ・調理ボランティアと配達ボランティアの活動支援と連絡調整
  - ・社協だよりなどを活用したボランティアの活動紹介や事業の広報周知

## 福祉教育事業

あったかネットワーク（見守り活動）の福祉協力員活動や、日光市社会福祉協議会との協働による地域でのボランティア活動を通じて、福祉教育の充実を図ります。

- ◆対象：新井高校社会科クラブ、地域関係者など
- ◆事業内容：
  - ・新井高校社会科クラブ顧問との連絡調整や学生の活動支援
  - ・民生委員・児童委員と連携した学生の福祉協力員としての活動支援
  - ・日光市社会福祉協議会や地域関係者との協働による日光市と妙高市の学生の交流研修の実施

## 福祉機材貸出・おむつ給付事業

介護用具やおむつの利用が必要な方や、地域行事や学校教育で機材の利用が必要な場合に貸出や給付を行い、日常生活における介護負担の軽減と地域活動や福祉教育の推進を図ります。

- ◆対象：機材や物品の使用が必要な高齢者及び障がい者、地域関係者や学校関係者
- ◆利用料：無料（貸出期間は最長1週間。ただし、車いすの貸出期間は最長3ヵ月）
- ◆貸出物品：車いす、高齢者疑似体験セット、アイマスク、屋外用テント、プロジェクター、スクリーン
- ◆事業内容：
  - ・利用者のニーズに応じた福祉機材の貸出、おむつの給付
  - ・安全に使用するための機材や物品の点検・管理・整備
  - ・社協だよりやホームページなどを活用した事業の周知

## 障がい者交流事業

日帰りバスツアーを開催することで、障がい者の外出や交流、社会参加の促進を支援します。

- ◆対象：身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者
- ◆事業内容：・市民ボランティアとの連携・協力による障害に考慮したツアーの実施  
・社協だよりなどを活用した事業の広報周知

## 妙高あったかネットワーク事業

あったかネットワーク利用者に対し、福祉協力員や民生委員・児童委員の協力によって歳末訪問を行うことで、閉じこもりがちな冬期間の見守り強化を図ります。

- ◆対象：あったかネットワーク関係者
- ◆事業内容：・12月の福祉協力員の訪問に合わせた社協オリジナルカレンダーの配布

## 地域福祉活動計画策定事業

行政が策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び関係団体が主体的に関わるための具体的な指針となる「地域福祉活動計画」を策定し、各事業の推進に努めます。

- ◆事業内容：・市の地域福祉計画と連携・協働した地域福祉活動計画の策定

## 共同募金活動

新潟県共同募金会妙高市共同募金委員会事務局として、社会福祉協議会役員や民生委員・児童委員の協力を得ながら、共同募金運動の推進を図ります。

- ◆事業内容：・県共同募金会や民生委員・児童委員など関係機関と連携した募金活動の実施  
・ダイレクトメールや企業への直接訪問による法人への働きかけ  
・運営委員会や助成審査委員会の開催及び県共同募金会への各種申請・報告業務  
・社協だよりやホームページを活用した、募金の使途・目的の周知



## Ⅱ 介護保険事業

### 居宅介護支援事業

#### 1. 運営方針

介護を必要としている方（以下利用者）が、自宅で自立した生活を過ごすことが出来るよう、その方に合ったサービス計画を作成し、利用者並びに家族が安心した生活が送れるように支援します。

#### 2. 事業内容

利用者自身が「できること」に注目し、自立支援にむけたサービス計画を作成します。

また、利用者がサービスの種類や事業所を選ぶにあたっては、常に公正中立な立場に立ち支援します。

##### (1) 指定居宅介護支援事業

要介護度1から5の認定を受けている方の居宅サービス計画の作成

##### (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の受託

要支援1、2の認定を受けている方、基本チェックリストにより、事業対象者と判断された方の介護予防サービス支援計画の作成

#### 3. 事業目標

法令順守責任者のもと法令順守体制の分析・評価（サービスの実施内容・報酬の請求等のチェック、確認）を管理者が行います。

(1) サービス計画を作成するに当たり、利用者の状況に応じて利用者の選択に基づき保険サービスの調整だけにとどまらず、社会資源の活用、他の制度の活用を調整していきけるよう努めます。

(2) 職員間及びサービス提供事業所との情報交換や意見交換を行うなど連携や調整を図り、利用者及び家族にとって適切なサービス計画を作成するよう努めます。

(3) サービスの質の向上を図るとともに、特定事業所加算Ⅲを継続して算定できる体制づくりを行います。

(4) 24時間連絡体制の確保や主任介護支援専門員を中心とした定期的な会議・研修を持ち事業所の質の向上を図ります。

(5) 利用者の入退院や入退所に対して適切な連携を図り包括的な支援に努めます。

#### 4. 職員体制（平成30年4月）

常勤介護支援専門員 3名（うち、主任介護支援専門員・管理者兼務1名）

職員数：正規職員2名、臨時職員1名

#### 5. 計画作成数（月当たり）

サービス計画作成目標数・・・介護80件以上／月 予防20件／月

介護支援専門員一人当たりの上限・・・介護給付は35件 予防給付は8件とする

## 6. 営業日・営業時間

営業日：月曜日～金曜日（祝祭日、休日、年末年始を除く）

営業時間：8時30分～17時30分（受付時間：年中無休にて受付）

## 7. 会議

定例会議・・・・・・・・・・1回／週　1時間程度

ケース検討会議・・・・・・1～2回／月

## 8. 会議、研修会の開催、参加（職場内・外）

職員の研鑽を積むために研修会を開催します。また有意義な研修会に積極的に参加します。

- ・個人情報保護に関する研修会　　1回／年
- ・認知症に関する研修会　　2回／年
- ・介護サービス計画立案に関する研修会　　3回／年
- ・難病に関する研修会　　1回／年
- ・介護ネットワーク（ケアマネ広場）参加　　4回／年
- ・サービス事業所との話し合い　　1回／年
- ・高齢者の栄養についての研修　　2回／年
- ・介護教室の開催　　1回／年
- ・感染症研修　　11月頃
- ・県介護支援専門員協会の研修参加
- ・上越地域介護支援事業推進協議会開催の研修参加

## 1. 運営方針

サービスを利用される方の心身の状況だけでなく、それぞれの環境に応じた適切なサービスの提供を心がけ、利用者が住み慣れた居宅で出来る限り自立した安全な生活を送れるように努めます。

また、居宅サービス計画に沿いながら、利用者に対して生活機能の維持及び改善に着目したサービスの提供に努めます。

## 2. 事業内容

介護を必要とする高齢者、または心身に障がいを抱えている方々に、訪問介護員を派遣し身体介護や生活援助など、その方に必要なサービスを提供します。

### (1) 指定訪問介護事業

要介護度1から5の認定を受けている方へのサービス提供

### (2) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1、2の認定を受けている方、基本チェックリストにより、事業対象者と判断された方へのサービス提供

・基準型訪問サービス…要支援1、2の認定を受けている方へのサービス

・緩和型訪問サービス…調理、掃除、買い物等の生活支援サービス

### (3) 指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業(障がい福祉サービス)

心身に障がいを抱えている方へのサービス提供

## 3. 事業目標

サービスの質と職員の資質の向上を図るとともに、収支の改善を図ります。

(1) 職員体制の整備を行ない、人員体制の強化を図ります。

(2) サービスの質の向上を図るとともに、特定事業所加算Ⅱを継続して算定できる体制づくりを行います。

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅰを算定し、介護職員の資質向上と処遇改善を図ります。

(4) 苦情、要望、意見、相談等を利用者及びその家族から申し出やすい環境を整備し、アンケート調査の結果を分析し、サービスの質の向上に繋がります。

(5) 計画的に研修会の開催や外部の研修会に参加し、職員の資質向上を図ります。

(6) 介護福祉士の資格取得を支援し、職員のスキルアップを図ります。

(7) 法令遵守責任者のもと法令遵守体制の分析・評価（サービスの実施内容・報酬の請求等のチェック、確認）を主任及び管理者が行います。

(8) ヒヤリ・ハット報告の徹底や検証により、利用者に対し安全で快適なサービスが提供できるように、職員の資質向上に努めます。

(9) 事業所内での情報の共有を図り、均一なサービス提供とリスク回避に努めます。

(10) 感染症や食中毒発生防止のため、衛生管理に努めます。

#### 4. 職員体制

職 種	配置基準	平成 30 年 4 月職員配置	職員数
管理者	1 名	1 名（兼務）	
主任訪問介護員	—	1 名（兼務）	・ 正規職員 3 名 ・ 臨時職員 1 名 ・ 介護パート 7 名 計 11 名
サービス提供責任者	各 1 名以上	3 名（兼務）	
訪問介護員	各 1 名以上	9 名	
事務員	—	1 名（臨時職員）	

#### 5. 営業日、営業時間

営業日：年中無休

営業時間：8 時～18 時

#### 6. 利用料金等

##### (1) 指定訪問介護事業

厚生労働大臣が定めた告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合はその一割の額とします。  
 （一定所得以上の場合は二割）

##### (2) 介護予防・日常生活支援総合事業

市が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、法定代理受領サービスの場合はその一割の額とします。（一定所得以上の場合は二割）

##### (3) 指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業

厚生労働大臣が定めた告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合はその一割の額（一定所得以上の場合は二割）で、市が定める負担上限額の範囲内の額とします。

#### 7. サービス提供計画（訪問介護、日常生活支援総合事業、居宅介護の合計）

	平成 30 年度 計画		平成 29 年度 見込	
	回数	時間	回数	時間
年間計	8,400 回	8,640 時間	8,160 回	8,400 時間
月平均	700 回	720 時間	680 回	700 時間

#### 8. 会議、研修会の開催、参加

職員の資質向上を図るため、計画的に研修会を開催します。また、県や市及び関係団体等が開催する研修について積極的に参加します。

- ・職員研修会、ケース検討会議・・・ 1 回／月
- ・リスク対策会議（苦情、事故、ヒヤリハット等）・・・ 随時開催
- ・モニタリング会議（訪問介護計画変更時、認定更新時など）・・・ 随時開催

# 通所介護事業（デイサービスセンター朝日）

## 1. 運営方針

通所介護を利用される方々の心身の特性を踏まえて、その人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要なサービスの提供を行います。

## 2. 事業内容

通所介護事業所「デイサービスセンター朝日」に通所いただき、送迎、健康チェック、入浴、食事（給食）、機能訓練やレクリエーションなどのサービスを提供します。また、利用者の能力に応じ必要な介助を行います。

- (1) 指定通所介護事業…要介護度1から5の認定者へのサービス提供
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業…支援1、2の認定者、事業対象者へのサービス提供
  - ・基準型通所サービス…従前の介護予防通所介護に相当するサービス
  - ・緩和型通所サービス…従前の介護予防通所介護を緩和した基準により実施するサービス

## 3. 事業目標

介護保険制度の改正や多様化する利用者・家族のニーズに対応し、利用者に選ばれる施設作りを目指します。

- (1) 介護保険制度の施策の変化に対応し、サービス内容、提供体制を整え、利用者にとってよりよい施設づくりを目指します。
- (2) 広報誌やインターネットの活用等により居宅介護支援事業所などの関係機関および地域に向けた広報活動を行います。
- (3) 中重度者ケア体制加算を継続して算定し、中重度の要介護者や認知症のかたでも安心して利用することができるよう、必要な職員体制の整備を図ります。
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅰを算定し、介護職員の資質向上と処遇改善を図ります。
- (5) 介護サービス事業として法令等を遵守し、適正なサービス提供を行うとともに、法令遵守責任者のもと法令遵守体制の分析・評価（サービスの実施内容、報酬の請求等のチェック等）を主任及び管理者が実施します。
- (6) 研修会の開催または参加により、スタッフの介護技術や知識の向上を図ります。
- (7) ヒヤリ・ハット報告の徹底及び検証により、施設内外の事故発生防止に努めます。
- (8) 施設内の安全衛生管理を徹底し、感染症の集団発生を予防します。
- (9) ボランティアによる慰問、家族や地域の方々へ施設行事への参加を呼びかけ、地域との交流、デイサービスへの理解を図ります。
- (10) 苦情、要望、意見、相談等を利用者及びその家族から申し出やすい環境を整備します。
- (11) 老朽化した設備、備品等の入替えは助成金等を活用し、計画的に行います。

#### 4. 施設概要

名 称 : デイサービスセンター朝日  
 住 所 : 妙高市朝日町1-9-14 (市営朝日町住宅1F部分)  
 延床面積 : 732.62㎡  
 開 設 : 平成17年2月22日  
 定 員 : 30名

#### 5. 職員体制

職 種	職員配置基準	平成30年4月職員配置	職員数
所長(管理者)	1名	1名(生活相談員兼務)	・正規職員 7名 ・臨時職員 1名 ・介護パート 10名 ・看護パート 1名 ・事務パート 1名 ・運転パート 3名 計 23名
生活相談員	1名以上	3名(3名兼務)	
看護職員	1名以上(兼務可)	4名(4名兼務)	
介護職員	4名以上	15名(4名兼務)	
機能訓練指導員	1名(兼務可)	4名(看護職員と兼務)	
事務員	—	1名	
運転員	—	3名	

#### 6. 営業日、営業時間

営 業 日 : 通年営業(メンテナンス休業あり)  
 営 業 時 間 : 8時30分～17時30分  
 サービス提供時間 : 9時30分～16時30分

#### 7. 利用料金等

利 用 料	指定通所介護事業	厚生労働大臣が定めた告示上の額の一割 (一定所得以上の場合は二割)	
	介護予防・日常生活支援 総合事業	市が定めた額の一割 (一定所得以上の場合は二割)	
その他の負担金	昼食費(1食)	通常	580円
		生活保護受給者、利用者負 担軽減対象者	300円(食材費)
	おやつ代(1食)		50円
	おむつ代		実費

#### 8. 利用計画

	営業日	最大定員数	利用者計画	利用率
平成30年度計画	364日	10,920人	8,736人	80.0%
平成29年度見込	364日	10,920人	8,736人	80.0%

## 9. 付加サービス

利用者の健康維持や利便性を高めるサービスを提供し、利用者の増加を図ります。

- ① 機能訓練・リハビリ講習…新潟労災病院の理学療法士より集団の機能訓練や個別の機能訓練・リハビリの指導・助言をいただき、利用者に対して講習を行います。
- ② 栄養講習…給食業務委託事業者の管理栄養士により、食事や栄養についての講習を行います。
- ③ 理美容サービス…理美容店に行くことが困難な利用者へ理美容サービスを提供します。

## 10. 会議・研修会

### (1) 諸会議の開催

- ・ 主任会議・・・・・・・・・・1回/月
- ・ 職員会議・・・・・・・・・・1回/月
- ・ ケース検討会議・・・・・・1～2回/月
- ・ パート職員会議・・・・・・随時開催

### (2) 各委員会の開催

- ・ マニュアル・リスクマネジメント委員会　　・ 安全衛生委員会
- ・ 機能訓練委員会　　・ レクリエーション委員会
- ・ 給食委員会　　・ 広報誌編集委員会　　・ 防災委員会（防災訓練の実施）

### (3) 研修会の開催、参加

職員の資質向上を図るため研修会を開催する。また、サービスに関する最新の技術・知識を習得するため、必要と思われる研修会等に積極的に参加します。

- ・ 職員全体研修会・・・・・・2回/年　　・ 感染症予防研修会・・・・・・1回/年
- ・ 介護技術研修会・・・・・・1回/年　　・ 防災訓練の実施　　・・・・・・2回/年
- ・ その他　必要な研修の実施および外部研修等への参加

## 11. 年間行事計画

- ① 季節感のある行事や外出イベントなどを取り入れることで、利用者の心に潤いを与え生活の質の向上を図ります。
- ② 利用者が自身の趣味や特技、個性を発揮し主体的に関わることで、楽しみながら機能訓練や作業訓練となるような行事や行事食を実施します。
- ③ 利用者に健康維持のための栄養管理の大切さを理解していただくために給食業務委託業者より栄養士を講師に招き、栄養講習会を行います。
- ④ 歌や踊りなどの慰問やイベント・行事のスタッフ等として地域のボランティアに活動いただくことを通して、地域と施設の交流を図ります。
- ⑤ 中心市街地にあるデイサービスという利便性を生かし、文化施設の利用、お祭りの見学、買い物ツアーなどに取り組みます。

〈平成30年度 主な行事計画〉

月	季節行事など	その他行事	慰問ボランティア	行事食・おやつ
4月	お花見ドライブ	さくら風呂 写真たて作り カレンダー作り	大正琴演奏 日本舞踊、歌・昔話 弾き語りコンサート リコーダー合奏	お花見メニュー さくら餅作り 昔ばなしメニュー ホットプレートメニュー
5月	端午の節句撮影会 新緑ドライブ	お茶風呂 菖蒲湯 買物ツアー カレンダー作り	風祭：お神輿見学 オカリナ演奏 日本舞踊 ギター演奏会	わたあめ、たこ焼き かしわ餅 ホットプレートメニュー よもぎ餅作り
6月	外食ドライブ	変わり湯 買物ツアー 七夕飾り作り カレンダー作り	大正琴演奏 日本舞踊 弾き語りコンサート 歌謡ショー	おやつバイキング 郷土食、和菓子の日、抹茶 ホットプレートメニュー ホットケーキ作り
7月	七夕の飾りつけ 七夕コンサート 外食ドライブ	ミント風呂 買物ツアー カレンダー作り 栄養講習会	エレクトーン演奏会 日本舞踊 歌謡ショー リコーダー合奏	ちまき作り、七夕おやつ 土用丑の日メニュー 冷しぜんざい ホットプレートメニュー
8月	屋台祭り はすまつりドライブ (2日間)	ミント風呂 買物ツアー カレンダー作り	大正琴演奏 車椅子ダンス 弾き語りコンサート	屋台メニュー 笹寿司バイキング ホットプレートメニュー 郷土食
9月	敬老の日 運動会	変わり湯 買物ツアー カレンダー作り 朝市散策	日本舞踊 女声コーラス 民謡コンサート マジックショー	敬老の日メニュー 運動会メニュー お月見メニュー、 フレンチトースト作り
10月	外食ドライブ ハロウィン撮影会	買物ツアー ひのき風呂 写真たて作り カレンダー作り	大正琴演奏 保育園交流会 ピアノコンサート 独唱コンサート	昔ばなしメニュー きのこ鍋、どら焼き作り ホットプレートメニュー ハロウィンおやつ
11月	おたや 別院参拝	りんご風呂 買物ツアー カレンダー作り	保育園交流会 歌謡ショー リコーダー演奏会 歌と昔ばなし	大判焼き、たこ焼き お好み焼き作り そば打ち実演、郷土食 ホットプレートメニュー
12月	クリスマス飾りつけ クリスマスコンサート クリスマス会 大晦日	ゆず湯 カレンダー作り	大正琴演奏 歌謡ショー エレクトーン演奏 サンタクロース扮装	冬至メニュー クリスマスメニュー クリスマスケーキ作り 栄養講習会、年越しそば
1月	お正月ゲーム大会 書き初め 新春イベント	紙ずもう大会 みかん風呂 カレンダー作り	日本舞踊 サクソと歌 民謡コンサート	おせち盛合わせ 七草粥、抹茶・和菓子 おしるこ、おでん ホットプレートメニュー
2月	節分イベント 開所記念日	変わり湯 ひなまつり写真 たて作り カレンダー作り	鬼扮装 大正琴演奏 民謡・踊り 弾き語りコンサート	節分メニュー 芋もち作り 昔ばなしメニュー 開所記念日メニュー
3月	ひな祭り撮影会	紙ずもう大会 変わり湯 カレンダー作り	歌謡ショー サクソ演奏 日本舞踊 弾き語りコンサート	ひな祭りメニュー フレンチトースト作り ぼたもち作り ホットプレートメニュー



### Ⅲ 公益事業

#### 施設管理運営事業

妙高市いきいきプラザの指定管理を受託し、施設利用者が快適で安全に利用できるよう、施設の適正な管理運営に努めます。

また、市民の保健福祉の増進を図るため、施設利用者の交流を促進するとともに、スマイル会（1階店舗）と連携し、まちの賑わい創出を図ります。

◆開館日：12月31日～1月3日を除く毎日

◆開館時間：8時30分～22時

平成30年 3月29日 提 出

平成30年 3月29日 承 認

社会福祉法人  
妙高市社会福祉協議会  
会 長 竹内 十四男